

業務仕様書

1 業務名

令和 6 年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支援業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

3 事業の目的

本業務では、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等において、エネルギー使用状況等の診断を実施したうえで、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、工場等における設備の運用・管理方法の改善や、更新・導入する設備の優先順位等を定めた中長期的な計画（以下、「計画」という。）の策定を支援することで、市内中小製造業の省エネ・脱炭素化を促進することを目的とする。

4 業務内容

目的を達成するため、以下の業務を行う。

最終的な委託業務の内容は、提出された企画提案書をもとに、市と協議して決定する。

(1) 支援先企業の選定

- ・計画を策定する企業として、札幌市内に本社及び製造拠点を有する中小製造業者※のうち、年間二酸化炭素排出量が 100t 以上であり、かつ本業務により策定する計画の公表を了承している企業 2 社を選定すること。
- ・選定にあたっては、省エネ・脱炭素化の取組が効果的と考えられる企業を選定すること。

※中小企業者の定義は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条によること。また、製造業の定義は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月 30 日 総務省告示第 405 号）における製造業（大分類番号 E）に該当すること。

(2) 支援先企業に対する計画策定支援

- ・支援先企業に 2 回以上訪問のうえ、市内製造拠点におけるエネルギー使用状況等の診断及び計画策定の支援を実施すること。
- ・策定を支援する計画は、現状（エネルギー消費量など）の把握、対策内容（設備導入、運用改善方法、更新・導入する設備の優先順位など）、エネルギー使用量及び二酸化炭素削減目標を含んだ中長期的な内容とし、必要に応じて写真や図表等を用いるなど、分かりやすい表現とすること。

5 成果品の納品

(1) 成果品

本業務における支援実績をまとめた成果報告書、及び策定支援した計画について、A4 版紙 1 部及び電子データ一式（PDF 形式）を委託者に提出すること。

(2) 納期

令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

- (3) 納品場所
札幌市経済観光局産業振興部産業振興課
(中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階)

6 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者1名（以下「業務管理者」という）の配置し、札幌市との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたって知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 業務を誠実に履行するとともに、委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、効果的な事業実施に努めること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理するものとする。
- (5) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。特に著作権等の知的財産権に関する取扱いには、十分に注意すること。事故等により生じた損害の一切は、受託者の負担とする。
- (6) 個人情報を扱う際は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (7) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (8) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (9) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者の双方協議のうえ決定する。

7 本件に係る問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課 ものづくり産業係

TEL:011-211-2392 FAX:011-218-5130 Eメール:monodukuri@city.sapporo.jp